社会教育の動向

人口減少、人生 100 年時代と言われる長寿化の進展、地域コミュニティーの衰退、超スマート社会(ソサイエティー 5・0)の実現など、わが国は大きな変化の時を迎えています。 また、地域社会においては

地域の課題が多様で複雑化する中、

課題解決に住民が主体的に参加し、

持続可能な地域づくりを進めることが求められています。

このような社会状況を受け、

社会教育主事には、社会教育事業の企画・実施による地域住民の学習活動の支援を通じて、 人づくりや地域づくりにおいて中核的な役割を担うこと がこれまで以上に期待されています。

そのための実践的な能力を身に付けることができるよう、

中央教育審議会において、

社会教育主事講習、及び大学での社会教育主事養成のカリキュラムが見直され、新たな科目として、「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を設けることを規定した「改正社会教育主事講習会規定」が令和2年4月から施行されています。

そこで国立社会教育研究所社会教育実践研究センター(元国社研)では、新科目に対応する「社会教育経営論ハンドブック」を作成しております。

今後の社会教育主事には、社会教育計画の企画・立案・実施はもとより、

評価や改善も視野に入れ、

PD CA サイクルを進めることにより、

マネージメントの視点に立ち、

事業の不断の改善を図り、

効果的、効率的な事業を展開していくことが求められます。

そのため、このハンドブックでは、社会教育行政の経営戦略を中心に、

社会教育行政と地域活性化、

学習課題の把握、

広報戦略、

地域人材の育成、

学習成果の評価・活用、

地域ネットワークの形成、 社会教育施設の経営戦略 で構成し、

多様な主体と連携、協働を図りながら、住民の学習成果を地域課題の解決につなげていくための知識及び技能を習得できます。

このハンドブックが社会教育主事講習だけでなく、大学での社会教育主事行政や、都道 府県、市町村の社会教育関係職員を対象とした研修等のテキストとしても活用され、全国 の社会教育関係者の質的向上の一助となればいいですね。

社会教育経営論

「社会教育主事」の資格を取得するための随一のテキスト 令和2年度からの必修科目(※社会教育主事講習等規程に定める科目)に 対応しての発刊です!

本書のポイント

◆社会教育行政の経営戦略を中心に,社会教育行政と地域活性化学習課題の把握,広報戦略,地域人材の育成学習成果の評価・活用,地域ネットワークの形成社会教育施設の経営戦略で構成。

多様な主体と連携・協働を図りながら,住民の学習成果を地域課題の解決等につなげていくための知識と技能が身に付きます。

- ◆社会教育主事講習,大学・短大の社会教育主事養成課程のテキストとして また,都道府県・市区町村の社会教育関係職員ほか社会教育活動に携わる すべての方々に必携の参考書としても広くご利用になれます。
- ◆社会教育主事講習/養成課程の修了者は「社会教育士」と称することができるようになりました!

今後,一層の活躍が期待される注目の資格です。

目次

- 第1章 社会教育行政と地域活性化
- 第2章 社会教育行政の経営戦略
- 第3章 社会教育の現状把握と広報戦略
- 第4章 社会教育における地域人材の育成
- 第5章 学習成果の評価と活用の実際
- 第6章 社会教育を推進する地域ネットワークの形成
- 第7章 社会教育施設の経営戦略

生涯学習支援論

本書のポイント

- ◆住民の自立と地域社会への参画意欲を喚起するために求められる ファシリテーション技法をはじめ,学習者の多様な特性についての理解 学習プログラムの企画・実施,学習支援に関する様々な方法などが身に付きます。
- ◆社会教育主事講習,大学・短大の社会教育主事養成課程のテキストとして また,都道府県・市区町村の社会教育関係職員ほか社会教育活動に携わる すべての方々に必携の参考書としても広くご利用になれます。
- ◆社会教育主事講習/養成課程の修了者は「社会教育士」と称することができるようになりました!今後,一層の活躍が期待される注目の資格です。

目次

- 第1章 学習者の特性に応じた学習支援(社会教育における学習支援の原理;成人期の理解と学習;特別な支援を)
- 第2章 効果的な学習支援方法(学習者理解と学習相談;学習支援の方法・形態)
- 第3章 学習プログラムの編成(学習プログラムの設計・運営;学習プログラム編成の視点)
- 第4章 参加型学習の実際とファシリテーション(学習支援方法としての参加型学習;参加型学習とファシリテーション;参加型学習の手法とファシリテーション)

平成30年(2018年)年の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくり向けた社会教育の振興方策について」の中で、首長部局による社会教育施設の所管については、詳しく言及されている。

そこでは、首長部局による所管を条件付きで認める理由として、

社会教育施設の事業と、まちづくり、観光等の他の行政分野の事業を一体的に推進することにより、

成果向上の可能性があること、

首長部局の所管する行政分野における人的、物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を社会教育施設にも活用できること、

これまでに社会教育とは関わりのなかったような多様な人材を発掘育成し、社会教育での 活躍を導くことにつながる可能性があること等が指摘されている。

同時にこの答申では、実際に首長部局が社会教育施設を所管するとした場合も、

そこでの社会教育の適切な実施が確保されるようなあり方を検討する必要が指摘されている。

そのために留意すべき点として、教育行政としての一体制、専門性の確保が挙げられて おり、

あくまで教育施設としての性格が損なわれないように配慮すべき旨が言及されている点も重要である。

実際、第9次地方分権一括法により改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、首長部局が所管する社会教育施設に関して、その所管管理運営の基礎的事項について規則を定める際には、あらかじめ教育委員会と協議することが義務付けられているなど、社会教育の適切な実施をするための規定も設けられた。

社会教育施設を首長部局が所管する利点を生かすためにも、首長部局の社会教育に対する理解を更に深めていくことが求められる。

そのために、社会教育行政には、総合教育会議等の機会を活用するなどして、積極的に 働きかけていくことが求められるであろう。

また、専門性と言う点では、首長部局においても、主事、司書、学芸員といった社会教育施設の専門的職員の充実が測れることが望まれる。

社会教育施設を取り巻く状況や制度は大きく変化してきている。

社会教育施設の設置が進められてきた歴史的経緯や、これまでの社会教育の実践の蓄積に鑑み、社会教育施設ならではの経営戦略を策定することが求められている。